

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



54歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2023年度の税制改正

10月導入のインボイス制度に ふたつの負担軽減策

こんにちは、高橋学です。昨年末、2023年度の税制改正大綱が閣議決定されました。この大綱を踏まえて「税制改正法案」が国会で審議され、成立した法令は順次施行されていきます。今回は、その中で企業経営に関わる税制改正のポイントを紹介しましょう。

まずは、下表①のインボイス制度の負担軽減措置です。インボイスは品目ごとの税率を明記した請求書で、売り手が買い手に対して発行するものです。制度は10月からスタートしますが、売上高1,000万円以下の小規模事業者については納税額を売上税額の2割に軽減する特例を3年間設けます。これは、現在は消費税の納税を免除されている売上高1,000万円以下の免税事業者が、インボイス制度導入に伴い課税事業者になると利益が減る懸念があることに対応し、課税事業者への転換を促すものです。

また、買い手側の事務負担を軽減する目的で、売上高1億円以下の事業者が1万円未満の商品を買う際にはインボイス無しでも仕入れ時の税額控除を受けられるようになります。こちらは、6年間の激変緩和措置とされています。

中小企業の経営基盤強化と 生産性向上に向けて

②、③は共に2024年度末まで延長された中小企業の支援策です。②の中小企業者等の法人税率の特例は、年800万円以下の所得金額について法人税を15%に軽減。③の中小企業投資促進税制は、一定の設備投資を行った場合、資本金額により30%の特別償却か7%の税額控除かを認める措置です。④は改正電子帳簿保存制度の要件緩和。改正電子帳簿保存法で、取引先から電子データで受け取った請求書などの書類は原則電子保存することとなりましたが、相当の理由があれば、紙での保存が認められます。⑤はグローバル・ミニマム課税への対応。2021年にOECD加盟国を中心に合意された「グローバル・ミニマム課税制度」に沿って、売上高が7億5,000万ユーロ以上のグローバル企業の法人税負担の最低税率を15%とします。⑥は防衛財源確保を目的とした法人税の増税です。法人税額に4~4.5%の付加税率が上乘せされます。ただし中小企業への配慮として、法人の所得のうち2,400万円相当分が税額控除の対象となり、資本金1億円以下の中小企業の場合、法人税の税額から500万円を引いた額に4~4.5%をかけた額となります。 **M**

2023年度税制改正大綱の概要（企業に関する改正の一部）

① インボイス制度の負担軽減措置

売上高1,000万円以下の課税事業者は納税額を売上税額の2割に軽減。売上高1億円以下の事業者が1万円未満の商品を買う際はインボイス無しで税額控除を受けられる。23年10月の制度導入から前者は3年間、後者は6年間の措置。

② 中小企業者等の法人税率の特例の延長

資本金1億円以下の中小企業を対象に、年800万円以下の所得金額について法人税率を15%に軽減する特例を24年度末まで延長。

③ 中小企業投資促進税制の延長

一定の設備投資を行った場合、資本金3,000万円以下の中小企業に30%の特別償却か7%の税額控除、資本金3,000万円超1億円以下の中小企業に30%の特別償却を認める措置を24年度末まで延長。

④ 改正電子帳簿保存制度の要件緩和

24年1月より電子データ保存要件を見直し、一部要件緩和。相当の理由がある場合、電子データの紙での保存を認める猶予措置を設ける。

⑤ グローバル・ミニマム課税への対応

売上高が7億5,000万ユーロ以上のグローバル企業の法人税負担の最低税率を15%とする。24年4月以降の開始を目指す。

⑥ 防衛財源確保を目的とした法人税の増税

防衛力強化の財源確保のため、法人税額に税率4~4.5%の付加税を上乘せする。24年以降の適切な時期より適用。